第三条の十二第一項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項の表第三条の五第六項の項中「第三条の五第六項」を「第三条の五第八項」に改め、同表第三条の五第七項の項中「第三条の五第十四項の項中「第三条の五第十四項」を「第三条の五第十五項」に改め、同表第三条の五第十五項の項中「第三条の五第十五項」を「第三条の五第十六項」に改め、同表第三条の五第十六項の項中「第三条の五第十六項」を「第三条の五第十七項」に改め、同表第三条の五第十七項の項中「第三条の五第十七項」を「第三条の五第十八項」に改め、同条第二項中「第三条の五第十八項」を「第三条の五第十九項」に改める。

第三条の十三第一項第三号中「第三条の五第九項」を「第三条の五第十項」に改める。

第三条の十七第三項第一号中「第八項」を「第十項」に改め、同項第四号中「第七項」を「第九項」に改め、同条第四項第一号中「個人番号」の下に「（提出者の氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所又は居所）」を加え、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「財務省令」を「個人番号カードその他の財務省令」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　所得税法施行規則第八十一条の七第一項の規定は、施行令第二条の三十五第十項に規定する住民票の写しその他の財務省令で定める書類について準用する。この場合において、所得税法施行規則第八十一条の七第一項中「令第三百三十七条第三項」とあるのは「租税特別措置法施行令第二条の三十五第十項（特定寄附信託の利子所得の非課税）」と、「個人」とあるのは「居住者」と読み替えるものとする。

第三条の十七第五項の次に次の一項を加える。

6　施行令第二条の三十五第十項に規定する居住者が、その氏名又は住所の変更をした場合において、特定寄附信託異動申告書を提出したときは、当該特定寄附信託異動申告書を受理した特定寄附信託の受託者は、当該特定寄附信託異動申告書に、当該居住者の個人番号を付記するものとする。

第四条の四第一項第二号中「第六号」を「第五号及び第七号」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　その支払の確定した上場株式配当等（無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その支払をした上場株式配当等）に係る通知外国所得税の額（所得税法施行令第三百条第九項又は第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額をいう。）、通知外国法人税相当額（施行令第四条の六の二第二十六項、第四条の九第十四項、第四条の十第十項、第四条の十一第十項又は第五条第十項に規定する通知外国法人税相当額をいう。）、控除外国所得税相当額（施行令第四条の六の二第十七項に規定する控除外国所得税相当額をいう。）又は控除所得税相当額（同条第十八項に規定する控除所得税相当額をいう。）

第四条の四第二項第一号中「同項第二号中」を「同項第二号及び第五号中」に改め、同条第九項中「第四条の二第十五項」を「第四条の二第十七項」に改める。

第五条の二第二項中「第四条の六の二第五項」を「第四条の六の二第六項」に改め、同条第三項中「第四条の六の二第六項」を「第四条の六の二第七項」に改め、同条第四項中「第四条の六の二第七項」を「第四条の六の二第八項」に改め、同条第五項中「第四条の六の二第十二項」を「第四条の六の二第三十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第五項の次に次の八項を加える。

6　施行令第四条の六の二第十項に規定する財務省令で定める証券投資信託は、その受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で、その受益権を表示する受益証券が記名式であり、かつ、その信託契約により当該受益証券の譲渡が制限されているもの（当該受益証券の券面に当該制限が付されている旨が表示されているものに限る。）とする。

7　施行令第四条の六の二第二十六項及び第二十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　上場株式等の配当等（法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条に規定する場所）

二　その支払の確定した前号の上場株式等の配当等の金額及びその支払の確定した日（同号の上場株式等の配当等が無記名株式等の剰余金の配当（施行令第四条の六の二第二十六項に規定する無記名株式等の剰余金の配当をいう。第五号及び第六号において同じ。）又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に該当する場合には、その交付をした金額及びその交付をした日）

三　前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

四　種類別及び名称別の第一号の上場株式等の配当等に係る法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の数（法第九条の三の二第一項第五号に規定する社債的受益権にあつては、額面金額）その他第一号の上場株式等の配当等の支払金額の計算の基礎

五　その支払の確定した第一号の上場株式等の配当等（同号の上場株式等の配当等が無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に該当する場合には、その交付をした同号の上場株式等の配当等）に係る控除外国所得税相当額（施行令第四条の六の二第十七項に規定する控除外国所得税相当額をいう。）、控除所得税相当額（同条第十八項に規定する控除所得税相当額をいう。）又は通知外国法人税相当額（同条第二十六項に規定する通知外国法人税相当額をいう。）

六　第一号の上場株式等の配当等に該当する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配の交付を受けた者が、元本の所有者と異なる場合には、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

七　第一号の上場株式等の配当等が法第九条第一項第四号に規定する外貨建等証券投資信託に係るものである場合には、当該外貨建等証券投資信託に係る施行令第四条の四第二項に規定する外貨建資産割合及び同項に規定する非株式割合

八　第一号の交付を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

九　施行令第四条の六の二第二十六項から第二十八項まで又は第二十九項ただし書の規定に基づく通知である旨

十　第一号の交付を受ける者の再発行の請求を受けて作成された書面による通知である場合には、その旨

十一　その他参考となるべき事項

8　前項の規定は、施行令第四条の六の二第二十七項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第二号中「その支払の確定した前号」とあるのは「その年中に支払の確定した前号」と、「その」とあるのは「、その年中に」と、同項第五号中「その支払の確定した」とあるのは「その年中に支払の確定した」と、「その」とあるのは「、その年中に」と読み替えるものとする。

9　前二項の規定は、施行令第四条の六の二第二十九項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。

10　施行令第四条の六の二第二十七項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する支払の取扱者ごとに選択しなければならない。